

Title	ジュアン・エグレ 旧制度の末期におけるフランス高等法院の貴族
Sub Title	
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.7 (1953. 7) ,p.575(83)- 576(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19530701-0083
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530701-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

懷柔に成功したが、當初より意外に固い結束を示した北部の諸州は、却つて共和國の樹立を宣言し、フィリップ二世の雄圖に對して根強い反抗を示した。戰國は半世紀という長期に亘つて續けられ、政治の安定は絶對に不可能なことに屬したのである。

然し政治上のこのような混亂状態が、その儘當時のネーデルランドにおける經濟の状態にほかならないとい得るの。故ビレンヌ教授の指摘しているように、一時戰場化したフィリップ二世治下のネーデルランドにおいて、果して實際に經濟活動が長期に亘り、しかも全面的に停止してしまつていたのであるうか。

南ネーデルランドに關する限り、事實は寧ろ逆であつた。麻織物、毛織物の各工業について見ても、需要に應じ得る麻織物、毛織物の量が、依然として生産されてきた。従つて諸都市における麻織物、毛織物の各消費水準は、戦時にも拘はらず、相當に高く、特定の期間を除けば、豊かな消費生活が營まれ、政治上の混亂に引替へ、經濟状態は寧ろ安定して来たといつても差支えない程であつた。

例えば、都市オールドナードについては、麻織物に賦課された消費税からの収入を見れば、一五四一—四六年の六一八リール、一五五八—五九年の六八四リール、一五五九—六〇年の七六八リール、一五六七—六八年の八四四リール、一五六八—六九年の九四二リールに對し、一五七〇年には一、

一一〇リール、更に一五七九年には一舉に約二倍の一、九四三リールであり、豊かな消費生活の有様が窺はれる。然し一五八〇年以降において消費は急速に減少し、麻織物に賦課された消費税からの収入も亦激減した。そして以後十年間はこの状態から脱することが出来なかつたが、一五九〇年には消費生活も立直つた。即ち麻織物に賦課された消費税からの収入が、一五九〇年には三九八リール、又一五九一年以降一五九五年迄の各年度については、それぞれ五二二リール、四四四リール、三三三リール、五一八リール、五二四リールであり、消費は、麻織物に關する限り、急速な回復を示していた。都市クルトルにおいて事情は全く同様であつた。即ち麻織物に賦課された消費税からの収入が、一五七五年には七四四リールであつた。そして麻織物から僅か四三〇リールの消費税に依る収入があつたに過ぎない一五八七—八八年を経て、一五九四年には六二二リール、更に一五九五年には七一〇リールとなり、以後順調な増収が続いて来た。しかも第十七世紀に入つて生産量の増加は意外に著しく、都市クルトルにおける豊かな麻織物消費を保證した。

都市ペーソンの場合は如何。ここにおいては、毛織物に賦課された消費税からの収入が、一五四一年には四七三リールであつたが、一五七二—七三年にはその約二倍の九三六リールであり、戦争の不安にも拘はらず、生産が依然として續行され、市民の需要に應じていたことが窺い知られるのである。

Revue Historique. Guillet-Septembre 1952

pp. 1-14

都市ホンドシュートについては、毛織物の生産量が、一五七六年には八四、一二二反、一五七七年には八四、一七二反、一五七八年には一一〇、〇〇〇反以上であり、生産は寧ろ擴大の傾向にあつた。又毛織物の輸出状況について見ても、一五二七—二八年の二八、六〇三反に對し、一五七二—七三年には八二、一一四反、一五七四年以降一五八二年迄の各年度においては、それぞれ九三、九七一反、九三、九九三反、九〇、七八九反、八九、六八六反、九六、二八一反、九六、二八一反、九六、二一六反、九七、七〇五反、八八、二〇九反であり、焼打を受けた一五八二年以前において、戦亂が生産を妨げたという證據は、何一つ見當らなかつた。

要するに、南ネーデルランドにおける諸都市がフィリップ二世の壓迫から受けた經濟上の犠牲は、一五八〇年から一五九〇年の間に起つた生産の二時的減少、従つて消費の低下という事實に過ぎないのであつて、十年のこの衰退期を除けば、南ネーデルランドの經濟は、戦争の不安にも拘はらず、繁榮を續けることが出来たのであつた。(渡邊國廣)

ジュアン・エグレ

『舊制度の末期におけるフランス

高等法院の貴族』

Jean Egret "L'aristocratie parlementaire

française à la fin de l'Ancien Régime"

論文紹介

八三 (五七五)

高等法院の起源は、大體第十三、四世紀のことに屬する。當初これは最高司法機關であつたが、遂に勅令に對する抗議權をも獲得した。更に一七一五年に至り、攝政オルレアン公が高等法院に對し大幅な特權を認められた。以後、高等法院は、本來の司法機關たるほかに、豫算・課税・法律の登録をも司つて立法に參畫することとなり、第十八世紀を通じて意外に活潑な活動をなし、國王との衝突も亦屢々であつた。しかも高等法院は、全フランスに根柢を有し、最も重要なパリのものほかに、全土を通じて十二を算え、それぞれ一定の管轄區域を有し、その職員はパリのみでも數百人あり、總職員は實に夥しい數に昇り、強力な特權階級を形成して一般の羨望の的となつてゐた程であつた。但し高等法院の貴族は、舊制度も末期となり、國王との衝突も屢々であつたこの時期においては、最早や新人に對して封鎖的な階級ではなくなつてゐる。

然しフランス高等法院においては、依然として貴族が各部について牢固たる勢力を持ち續けてゐた。フランス高等法院の主たる構成者は未だに貴族であり、しかも主たる構成者であるこの貴族が、フランス高等法院においては、「感情的にも利害的にも……合致している一つの大きな家族」を形成していたのであつた。従つて、大半というものを商人の出身者のなから求めたパリ高等法院の場合と違つて、フランス高等法院は、依然とし

てブルターニュ貴族のための謂わば城砦であつたのである。このように未だに舊態の儘を維持していたランヌ高等法院の場合には、寧ろ既に例外的なことに屬した。他の如何なる高等法院においても、一部の貴族と入替わりに、平民の出身者が迎えられたのである。例えば、デイジョン高等法院においては、審議委員は大部分が平民の出身者であつた。又早くから商人の出身者を迎えたパリ高等法院については、「一五〇人の司法官のうち、半数以上が司法官という高い職に従事した家族の出身であつた。他の半数は、……富裕な商人層という比較的新しい起源を持つていた」。このような高等法院の内部においては、從來において見られた眞の共同、強い結束を再現することが固より不可能に近く、新たに商人層出身の新人を迎えたこの時期を直接の契機として、高等法院内部の結束は弛み、遂には烈しい内部的對立の發生を見るに至つた程であつた。

第十八世紀も末になつて、高等法院は、單にこのように、大商人層のなから新人を迎え入れたばかりではない。從來、高等法院の職員は、主として、分別があり技目のない老貴族に依つて構成されていた。成程、例えばツールーズ高等法院においては、依然として老貴族が主たる勢力であつた。然し大多数の高等法院においては、舊制度の末期といふこの時期に、老貴族の勢力が弱体化して來ている。例えば、エクス、グルノーブルの各高等法院においては、職務の遂行に差支える程の老貴族達は、自分等の若い子弟に職を譲らなければならなかつたし、又

デイジョンやパリの各高等法院においても、青年の進出は目覺しく、三十五歳以下の評議員が絶對的多数を占めるようになった程であつた。

青年貴族のこのように顯著な進出も亦、高等法院の内部に分裂を起させる有力な他の原因となつたのである。青年貴族は、「戰場に赴く如く評議員の集會に出て行つた」。そして青年貴族は、主として商人層から迎えられた新人と結んで、從來の傳統の積極的な否定者となつた。「我々は、……自分等が公共の利益と考えるものために犠牲を捧げよう。青年貴族の盛んなこの叫びは、高等法院内部における統一を妨碍し、内部的結束という唯一の基礎の上に存續し得た高等法院自體の存立をも、結局において危険に陥れることとなつたのであつた。

新人の採用、青年貴族の進出に依つて、高等法院の内部は、このように烈しく動搖した。しかも、高等法院の内部に混亂を挿込んだ新勢力は、寧ろ第三階級の意識に混入し、これを指導し、その味方となつて革命の推進力の大きな部分を擔つたのであつた。
(渡邊國廣)

編集後記

幾多の曲折を経た朝鮮休戦會談も、捕虜交換問題を一轉期として次第に大詰に近づきつつあることは、熱戦擴大の危機が一應後退した安堵感を我々に與える。勿論それが國際情勢の基底にある社會經濟的病根を何等根本的に改變するものではないとしても、なお原爆戦争の恐怖とその迴避への努力とが從屬國民衆の本能的願望のみに止まるものでないことを證明するには充分であらう。廣島、長崎に實證された殘酷な死の危険は、今や國民、階級の如何を問はず、否むしろそれらの指導的位置にあるものにおいて深刻であるときえ思われる。しかもこの一日延しの解決を、より積極的な形に迄推進させるためには、各國民衆の階級を越えた結合を支えるべき生活感情の物質的基礎は未だあまりに薄弱であるとすれば、恐怖の一日の延期はその一日の生長を許し、それに一日の破局性を累積するにすぎない。

しかしこの全人類に極めて平等に課せられた死の豫告を直視するところに、二十世以後半に生きる人々の共感とそれに基く寛容の精神とが蘇えつてくる。これは一日延しの解決が許しうる限度迄民衆生活の均等と向上とを計る國際的善意として働くであらう。そしてこの限度内においてでもあれ、やがて人類の歴史がその危機を突破しえたときにおける、新たな進歩を支えるべき生活の共通の地盤を用意するであらうことを信じたいと思ふ。
(中鉢正美)

昭和二十八年六月二十五日印刷	昭和二十八年七月一日發行
第四十六卷	定價 七拾圓
第七號	送料 四圓
東京港區芝三田慶大經濟學部内 編輯者 高村象平	東京港區芝三田豐岡町八 印刷所 圖書印刷株式會社 川口芳太郎
豫約購讀料 一年分 金八四〇圓(送料共) 半ヶ年分 金四二〇圓(〃)	發行所 東京港區芝三田二丁目 慶應義塾大學經濟學部研究室内 慶應義塾經濟學會